

平成30年度 事業計画

平成30年度 事業計画

基本目標

企業一体となった 安全活動を推進して

地域社会に貢献しよう

業務重点

- 1 組織をあげた安全運転管理の推進
- 2 通勤時のマイカー事故防止対策の推進
- 3 地域と連携した安全活動の推進
- 4 歩行者保護を始めとした交通安全意識の定着

業務重点の推進

1 組織を挙げた安全運転管理の推進

(1) 組織的な安全運転管理の推進

ア 安全運転管理制度の再点検を行い、事故抑止に向けた新たな管理システムの導入などによる安全運転管理体制の充実強化を図る。

- ・ ドライブレコーダーやテレマティクスの導入による効果的な管理

イ 安全運転管理計画を策定し、組織的な活動を推進する。

ウ DVD等を活用した交通安全講習会、事故防止検討会の開催など、安全教育の充実による交通安全意識の浸透を図る。

エ 参加・体験・実践型の交通安全活動を推進する。

オ 恒常的な安全指導を推進する。

(ア) 朝礼時の3分間スピーチやヒヤリハット体験発表及び交通安全一口広報の励行

(イ) 防衛運転の徹底とエコドライブ活動の推進

(ウ) 広報誌、チラシ等による安全情報の共有化

カ 各種表彰制度を効果的に活用して安全運転意識の高揚を図る。

(2) 安全運転管理モデル事業所活動等の推進

警察署長・地区協議会長連名による「安全運転管理モデル事業所」の委嘱を行い、事業所における安全運転管理・指導教育を充実させる。

全席シートベルト着用、交通安全スリーエス運動の徹底、夕暮れ時の早めのライト・オン運動、夜間におけるハイビーム運動の推進、自転車の安全利用の促進などを計画的に推進して安全意識の高揚と交通事故の抑止を図り、その結果を他の事業所に普及させる。

ア 委嘱期間 委嘱の日から平成31年3月31日(日)まで

イ 委嘱予定数 警察署長及び地区協議会長が協議して決定する。

ウ 推進資料の配付

(ア) 安全運転管理モデル事業所の手引き

(イ) 安全運転管理モデル事業所看板

エ 活動状況は、機関誌AAKKを活用して紹介する。

オ 地区協議会毎に活動事例発表会の開催に努める。

カ 県安管で施策評価を行い、優秀事業所を表彰する。

(3) 安全運転管理者等に対する安全運転管理能力向上対策の推進

- ア 道路交通法等の規定に基づき、愛知県公安委員会から委託を受けて実施する法定講習（安全運転管理者講習及び副安全運転管理者講習）は、警察本部交通部交通総務課（以下「本部交通総務課」という。）及び警察署交通課との緊密な連携の下に全員受講を目指し、安全運転管理能力の向上及び業務の充実強化を図る。
- イ 事故実態に応じた指導が行えるよう、交通事故の発生傾向や特徴を捉えた分析資料等を提供する。
- ウ 安全運転管理者等を安全運転中央研修所において研修させ、管理能力の向上を図る。

(4) 安全運転管理者未選任事業所の発見、選任及び入会の勧奨

- ア 県警察と連動して安全運転管理者等未選任事業所の発見活動を推進し、未選任事業所の一掃を図る。
- イ 警察署交通課と連携し、特に新規の安全運転管理者選任事業所に対して地区協議会への入会を勧奨し、組織基盤の強化を図る。
- ウ 管理車両5台未満で安全運転管理者を選任する法的義務のない事業所に対しても趣旨を説明して入会を呼び掛け、準会員として会員と同等に処遇する。

(5) 夕暮れ時及び夜間対策の推進

交通死亡事故が多発する夕暮れ時及び夜間を重点とした対策を推進する。

- ア ライト・オン運動の推進
夕暮れ時に多発する歩行者・自転車利用者との事故を抑止するため、早めのライト点灯運動を推進する。
- イ 夜間ハイビーム運動の推進
夜間において歩行者等を早期に発見するため、対向車・前車がある時を除いてハイビームの活用を徹底する。
- ウ 反射材用品等の着用促進
反射材の視認効果を理解させるための参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。

2 通勤時のマイカー事故防止対策の推進

(1) マイカーの掌握と指導の徹底

- ア マイカー保有者を確実に掌握し、運転免許証、車検証、保険加入状況等を確認する。
- イ ルールを「守らせる指導・教育」からルールが「守られる指導・教育」へと、自主性を尊重した手法への転換を図るなど、より効果的な交通安全指導・教育を推進する。
- ウ マイカー通勤者に通勤経路マップを作成させ、これに基づいた具体的な指導を行う。
- エ 「通勤事故防止3か条」を指導する。
 - ① 10分早めの出勤
 - ② 抜け道・近道をしない。
 - ③ 急がない。
- オ その他の指導事項
 - ① 運転中における携帯電話（スマートフォン）の使用禁止を徹底する。
 - ② 信号機のない交差点でも、停止又は徐行による安全確認を徹底する。
 - ③ 夜間はハイビームを活用した歩行者保護運転を徹底する。

(2) ドライバークラブの結成と活動の強化

- ア ドライバークラブによる自主的な交通安全活動の計画と実行。
- イ 優良運転者に対する表彰(ドライバークラブ表彰等)を積極的に行い、交通安全意識の高揚を図る。
- ウ 自転車通勤者のグループ化を図り、ドライバークラブに準じた指導を行う。

(3) 高齢者の事故防止対策の推進

- ア 運転シミュレータを活用した交通安全教育などを通じて高齢従業員の安全運転を確保する。
- イ 安全運転サポート車の普及啓発を図る。
機能を過信せずに責任を持って安全運転に努めるべきことの周知を図る。
- ウ 頻回事故歴高齢者対策の推進
一定期間に複数回の交通事故の当事者となった高齢運転者に対しては、当該事故の状況や健康状態等を踏まえた交通安全教育を実施するほか、安全運転サポート車の紹介や運転免許証自主返納の検討を促す。

(4) ヤングドライバー等に対する安全教育の強化

新入社員等に対して、企業人としての運転マナーの確立を図る。

- 運転中における携帯電話（スマートフォン）の使用禁止を徹底する。
- 歩行者保護運転を徹底する。
- 運転適性検査を実施し、その結果を活用する。
- 「エコ&セーフティ100日間無事故・無違反運動」に積極的に参加する。
- 二輪運転者クラブの結成と自主的な安全活動を促進する。

(5) 被害軽減対策の推進

ア 全席シートベルトの着用及びチャイルドシートの正しい使用を推進する。

イ 二輪車運転者に対し、正しいヘルメットの着用を徹底し、各種プロテクター、エアバッグジャケットの着用を促進する。

ウ 自転車利用者のヘルメット着用を促進する。

(6) 飲酒運転等根絶対策の推進

ア 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立

イ 飲酒運転を助長する環境の根絶

(ア) 飲酒を伴う会合の届け出と事前指導を徹底する。

(イ) 飲酒運転周辺三罪（酒類提供・車両提供・同乗）の根絶運動を推進する。

ウ 危険ドラッグ使用運転の根絶

危険ドラッグを使用した運転の悪質性・危険性を周知させ、根絶する。

(7) 自転車の安全利用の促進

ア 自転車利用者に対し、次の「自転車安全利用五則」を周知して安全利用を促進する。

- ① 自転車は車道走行が原則、歩道走行は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用

イ 反射材用品の自発的な着用を推進する。

ウ 自転車の交通事故により生じた損害を賠償する保険等への加入を促す。

(8) 歩行者保護運転の推進

歩行者保護モデルカー活動の普及促進や運転者に対する歩行者保護意識の醸成に向けた広報啓発活動を推進する。

3 地域と連携した安全活動の推進

(1) 交通安全運動の推進

ア 各季の交通安全運動

各季の交通安全運動に際しては、警察、関係機関・団体及び地域住民と連携した活動を展開する。

- 春の全国交通安全運動 4月6日(金) ～ 4月15日(日) (10日間)
(県内一斉大監視 4月9日(月)午前7時～9時の間)
- 夏の交通安全県民運動 7月11日(水) ～ 7月20日(金) (10日間)
(県内一斉大監視 7月13日(金)午前7時～9時の間)
- 秋の全国交通安全運動 9月21日(金) ～ 9月30日(日) (10日間)
(県内一斉大監視 9月25日(火)午後4時～6時の間)
- 年末の交通安全県民運動 12月1日(土) ～ 12月10日(月) (10日間)
(県内一斉大監視 12月4日(火)午後4時～6時の間)

イ 交通安全強調の日

各季の運動とは別に、交通安全意識の高揚を図る交通安全活動を積極的に推進する。

- 交通事故死ゼロの日 毎月10日、20日、30日
4月10日(火) 全国一斉『交通事故死ゼロを目指す日』
- 高齢者を交通事故から守る日・週間 毎月30日(2月は末日)
高齢者交通安全週間 9月14日(金)～9月20日(木)
- 自転車・二輪車の安全利用
 - ・ 自転車・二輪車安全利用の日 毎月10日
 - ・ 自転車安全利用月間 5月
 - ・ バイクの日 8月19日(日)

ウ 交通安全スリーS運動の推進

愛知県交通安全推進協議会で提唱されている「交通安全スリーS運動」の実践に向けた取組を促進する。

(ア) Stop (ストップ)

- 赤信号は確実にストップ。一時停止場所では自転車もストップ。
- 横断歩道や交差点では歩行者優先
- 飲酒運転の根絶

(イ) Slow (スロー)

- 子供や高齢者を見かけたらスローな運転
- 見通しが悪い交差点では徐行

(ウ) Smart (スマート)

- 全ての人に対して思いやりを持った運転
- スマートフォン等は絶対使用しない運転
- シートベルトの全席着用の徹底

エ ライト・オン運動(夕暮れ時の前照灯早め点灯運動)

- 点灯時刻の目安(日没時刻のおおむね1時間前)
- 県内一斉ライト・オン関所 9月28日(金) 午後5時から30分間
 - ・ 特に、日没時間の早い11月から1月までは、午後4時に点灯する「4時から点灯」を推進する。

オ ハンド・アップ運動

道路を横断する時、歩行者はドライバーに横断する意思を明確に示すために手を挙げ、ドライバーは歩行者に思いやりの気持ちを持って停止する。歩行者はドライバーに対し感謝の気持ちを言葉や動作で表して横断する。こうした歩行者とドライバーが横断時に意思疎通を図る横断方法を「ハンド・アップ運動」として提唱する。

カ 全ての座席のシートベルト・チャイルドシート着用徹底年間運動

～ 「カチッと100！」を合言葉に、着用率100%をめざして ～

「全ての座席のシートベルト・チャイルドシート着用徹底年間運動」は、シートベルト・チャイルドシートの着用率100%を目指すとともに、正しい着用を徹底するため、次の運動を展開する。

- シートベルト・チャイルドシートの日 毎月20日
- シートベルト・チャイルドシート着用徹底強化旬間
 - ・ 2月11日(日) ～ 2月20日(火)
 - ・ 6月11日(月) ～ 6月20日(水)
 - ・ 11月11日(日) ～ 11月20日(火)

- 県下一斉シートベルト・チャイルドシート関所
 - ・ 2月20日(火) (午前8時～10時までの内の1時間)
 - ・ 6月20日(水) (午前8時～10時までの内の1時間)
 - ・ 11月20日(火) (午前8時～10時までの内の1時間)

キ 飲酒運転の根絶

- 飲酒運転根絶の周知徹底と広報啓発
「飲酒運転四(し)ない運動」を実践する。
 - ・ 運転するなら酒を飲まない。
 - ・ 酒を飲んだら運転しない。
 - ・ 運転する人に酒をすすめない。
 - ・ 酒を飲んだ人に運転させない。
- 飲酒運転を根絶する環境の醸成
事業主、安全運転管理者等が中心となって、飲酒運転を根絶する職場環境の醸成を図る。
- 飲酒運転根絶の日・飲酒運転根絶強調月間
 - ・ 飲酒運転根絶の日 毎月第4金曜日
 - ・ 飲酒運転根絶強調月間 12月

(2) 街頭活動等の推進

- ア 地域や警察署等の関係機関・団体と連携し、各季の交通安全運動、交通事故死ゼロの日などを中心に、積極的な交通安全立哨活動、交通安全キャンペーン等を推進する。
- イ 交通安全立哨活動に学童横断場所を設定し、通学保護にも配慮する。
- ウ 地域住民との交流会を開催する。

4 歩行者保護を始めとした交通安全意識の定着

(1) 3S+3Hの実践

ア 交通安全スリーS運動の推進

交通事故を防止する基本運動である「交通安全スリーS運動」を企業・事業所内で推進し、その実践と浸透を図る。

イ 「ハイビームが基本」の徹底

夜間の通常走行の基本はハイビームであることを徹底し、実践させる。

ウ 「ハンド・アップ運動」の推進と「反射材の着用」

歩行中は、「ハンド・アップ運動」及び「反射材の着用運動」を推進する。

(2) 歩行者保護に資する活動の推進

ア 歩行者保護意識の醸成に向けた安全運転教育の実施

イ 歩行者保護モデルカー活動の普及促進

ウ 歩行者保護を目的とする街頭キャンペーンへの参加促進

(3) 交通マナー向上活動の推進

ア 交通ルールを遵守し、他車の模範となる運転を実践する。

イ 無理な交差点への侵入、頻繁な進路変更、急ブレーキ・急ハンドル等危険性・迷惑性の高い運転を排除する。

ウ あおり運転の被害を受けた場合は、速やかに安全な場所へ移動し、110番する。

エ ドライバー、自転車利用者が守るべき5つの心得を示した「交通マナー向上五則」の周知と実践を図る。

「交通マナー向上五則」 ～危険な運転を追放し、交通マナーを高めよう～

- ① 正しい合図による右左折や車線変更
- ② 車線変更は適切かつ必要最小限度
- ③ 黄色信号は原則ストップ
- ④ 横断歩道は横断者優先
- ⑤ 歩道は歩行者優先、自転車は徐行

一般業務の推進

1 会議等

(1) 社員総会

事業計画・予算、事業報告・決算及び本会運営上の重要な事項を審議する。

(2) 理事会

会務の執行に関する事項、総会に付議すべき事項などについて審議する。

(3) 会長・副会長会議

本会運営の重要事項を協議する。

(4) 会長報告

各四半期毎に業務の推進状況を報告し、本会の適正かつ円滑な運営に資する。

(5) 安全運転管理事務担当者連絡会議

事務処理の効率化を図るため、地区協議会事務担当者を集め、「全体会議」を開催する。

(6) その他

上記のほか、緊急に処理しなければならない事案が発生した場合には、臨時に会議を開催する。

2 警察、県・市町村及び関係機関・団体との連携強化

県安管は、警察、県・市区町村、地区協議会、(一財)愛知県交通安全協会等の交通安全関係機関・団体との連携を強化し、交通事故の防止に取り組むために必要な安全運転管理等に係る情報の共有化を図る。また、県安管は、全国はもとより中部管区内の安全運転管理協議会等とも連携して安全運転管理活動の向上を図る。

3 機関誌の編集発行

安全運転管理対策、調査研究結果、安全教育資料、安全運転管理モデル事業所活動及びドライバークラブ等の事業所の活動状況並びに地区協議会の活動状況などを掲載した機関誌AAKKを編集発行して安全運転管理情報の共有化を図る。

4 調査研究

警察本部交通部の交通事故関係データを分析検討して機関誌AAKKに掲載する。また、地区協議会長等に配布し、安全運転管理業務の資料として活用する。

5 諸帳票の作成

(1) 無料で配布するもの

- ア 優良運転者の表彰推薦に伴う諸用紙
- イ ドライバークラブ員の表彰状、ステッカー
- ウ 『安全運転管理の基本』
- エ 『「安全運転管理者制度」のあらまし』

(2) 実費で斡旋するもの

- ア 交通安全運動用の立看板
- イ 運転適性検査用紙（警察庁方式K-2型）
- ウ 優良ドライバー表彰メダル
- エ 広報資料等

6 i（アイ）ネットによる交通情報等の提供

本部交通総務課と協力・連携してiネットシステムの普及促進を図り、交通情勢に対応した交通情報などを広く提供する。

7 交通安全教育用DVDの貸出

交通安全教育用DVDを整備し、会員事務所への無料貸出しを実施する。

8 運転適性検査指導者講習会の実施と指導

事務所で運転適性検査を実施する指導者を養成するため、「運転適性検査指導者講習会」を開催し、講習終了者には、警察本部長の「運転適性検査指導者資格者証」を交付する。

資格者は、事業所においてドライバーに対する運転適性検査を積極的に行い、検査結果に基づいて個別指導を行う。

9 エコ&セーフティ100日間無事故・無違反運動の実施

会員事業所のドライバークラブ等を対象に、夏の交通安全県民運動初日（7月11日（水））から10月18日（木）までの100日間、「エコ&セーフティ100日間無事故・無違反運動」を実施して、達成したチームを表彰、個人に記念品を贈呈する。

10 表彰

(1) 優良ドライバー表彰（通年表彰）

ア	愛知県警察本部交通部長・愛知県安全運転管理協議会長連名表彰	
(ア)	優良運転者 特賞	500名位
(イ)	優良運転者 金賞	500名位
イ	警察署長・地区協議会長連名表彰	
	優良運転者 銀賞	500名位
ウ	事業所の長の表彰	
	優良運転者 銅賞	1,000名位

(2) 愛知県交通安全推進協議会長表彰（県知事・1月表彰）

ア	交通安全功労者	1名
イ	優良安全運転管理協議会	2協議会
ウ	優良安全運転事業所	3事業所

(3) 全日本交通安全協会会長表彰（1月表彰）

ア 交通栄誉章		
(ア) 緑十字	金章	1 名以上
(イ) 緑十字	銀章	2 名以上
(ウ) 緑十字	銅章(9月表彰)	3 名以上
イ 優良安全運転管理協議会		1 協議会
ウ 交通安全優良事業所		6 事業所

(4) 愛知県警察本部長・愛知県安全運転管理協議会長連名表彰（5月表彰）

ア 優良安全運転管理協議会		5 協議会
イ 優良安全運転管理指導者		10 名
ウ 優良安全運転管理者等		160 名
エ 交通安全優良事業所		160 事業所
オ 優良自動車運転者		160 名

(5) 中部管区警察局長・中部交通安全協会協議会長連名表彰（5月表彰）

ア 優良安全運転管理協議会		3 協議会
イ 優良安全運転管理者等		14 名
ウ 交通安全優良事業所		12 事業所

(6) 愛知県警察本部交通部長・愛知県安全運転管理協議会長連名表彰（12月表彰）

エコ&セーフティー100日間無事故・無違反運動	達成チーム
	個人 記念品

以上、表彰受賞者の推薦及び事務を処理する。

法定講習

愛知県公安委員会から委託を受け、道路交通法第108条の2の規定による安全運転管理者及び副安全運転管理者の法定講習を次のとおり実施する。

1 実施期間及び回数

- (1) **安全運転管理者講習** **59回**
平成30年5月下旬～同年12月中旬までに、地区単位で開催する。
- (2) **副安全運転管理者講習** **11回**
平成31年1月中旬～同年3月上旬までに原則としてブロック単位で開催する。

2 講習受講率の向上

未受講者に対する再通知を徹底するなど、警察署交通課との連携により講習受講率の向上を図る。

3 講習内容の充実

警察本部交通部を始めとする関係機関、団体等との情報共有により、講習テキストの内容の充実を図る。

専門的知識を有する部外講師に対しても、交通情勢の変化等に関する情報提供を行い、効果的な講義となるよう講義内容の質的向上を図る。

4 講習時間割

(1) 安全運転管理者

時 間	科 目	講 師 等
9:30 ~ 10:00	受 付	
10:00 ~ 10:10	講習スケジュール説明、連絡	(公社)愛知県安全運転管理協議会
10:10 ~ 10:30	開講あいさつ	・所轄警察署長 ・地区協議会長 等
10:30 ~ 11:20	管内の交通事故の現況と対策	所轄交通課長 等
11:20 ~ 12:00	安全運転管理業務のあり方	(公社)愛知県安全運転管理協議会
12:00 ~ 13:00	休 憩	
13:00 ~ 15:00	安全運転管理講話	部外講師
15:10 ~ 15:35	視聴覚教養(DVD)	(公社)愛知県安全運転管理協議会
15:35 ~ 17:00	選任事業所の交通事故発生状況等	(公社)愛知県安全運転管理協議会

(2) 副安全運転管理者

時 間	科 目	講 師 等
12:10 ~ 13:00	受 付	
13:00 ~ 13:10	講習スケジュール説明、連絡	(公社)愛知県安全運転管理協議会
13:10 ~ 15:00	安全運転管理講話	部外講師
15:00 ~ 15:40	視聴覚教養(DVD)	(公社)愛知県安全運転管理協議会
15:40 ~ 17:00	選任事業所の交通事故発生状況等	(公社)愛知県安全運転管理協議会

5 講師とメインテーマ

(1) 講師

ア 愛知県弁護士会

(ア) 弁護士

宮寄 良一 氏

(イ) 弁護士

中根 克弘 氏

(ウ) 弁護士

西脇 明典 氏

(エ) 弁護士

堀江 亮介 氏

(オ) 弁護士

清水 誠治 氏

イ 交通評論家

矢橋 昇 氏

ウ 椙山女学園大学 文化情報学部

教授

谷口 俊治 氏

エ (株)スポーツマックス

スーパーバイザー

加藤 一幸 氏

オ 日本ガイシ(株)

産業医

中元 健吾 氏

カ (一社)日本自動車連盟 愛知支部

寺本 浩 氏

キ 中日本高速道路(株) 名古屋支社

行入 信之 氏 他

ク 金城学院大学 非常勤講師

小嶋 理恵 氏 他

(2) メインテーマ

企業における安全運転管理業務のあり方